

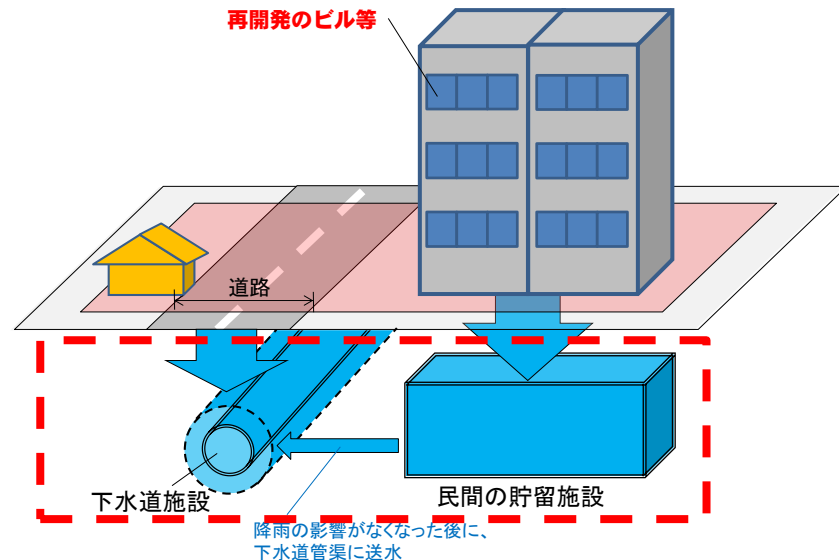
特定地域都市浸水被害対策事業の拡充

- 下水道法に基づく「浸水被害対策区域」において、下水道管理者と民間事業者が連携して効率的に浸水対策を実施する場合に、民間事業者等による雨水貯留施設等の整備に要する費用に対し、国が直接補助を行うことで、官民連携した浸水対策を支援。（下水道防災事業費補助）
- 民間と連携した効率的な浸水対策を一層推進するため、都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域における浸水対策や、民間が整備する雨水浸透施設の設置について、新たに特定地域都市浸水被害対策事業の対象に追加。

現行制度

下水道法に基づく「浸水被害対策区域」において、下水道管理者及び民間事業者等が連携して、浸水被害の軽減を図ることを目的に、地方公共団体による下水道の整備、民間事業者等による雨水貯留施設等の整備に係る費用を補助。

（現行制度の活用による官民連携した浸水対策イメージ）



： 下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域 ： 補助対象施設

対象事業の拡充

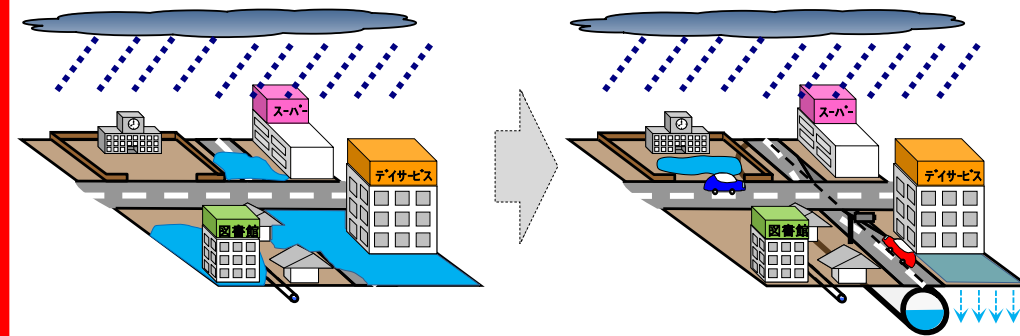
＜対象区域＞

都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画に位置付けられた「**都市機能誘導区域**」

（ただし、市街地の形成に合わせて下水道を新規に整備する区域であって、市町村の総事業費が増大しないものに限る。）

＜対象施設＞

雨水浸透施設



都市の浸水安全度向上、地域の生産性向上